

マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類について

個人番号制度の開始に伴い、育成医療申請書にマイナンバーを記載する必要があります。申請書に申請者（本人）のマイナンバーの記載と、窓口において申請者及び届出者（申請書を市役所に持ってくる方）を確認できる物の提示が必要となります。お手数をおかけしますが、ご用意のうえでご来庁をお願いいたします。（郵送での申請をご希望の場合は、写しを同封してください。）

申請者が提出する場合（①～③のいずれか）

- ①同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーカード
- ②同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーがわかるもの（通知カードやマイナンバーが記載された住民票）及び顔写真のある証明書等（運転免許証や旅券）を1点
- ③同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーがわかるもの（通知カードやマイナンバーが記載された住民票）及び顔写真のない証明書等（健康保険証や年金手帳、児童扶養手当証書）を2点

代理人が提出する場合（①～②のいずれか） ※配偶者も代理人に当たります。

- ①同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードや通知カード、マイナンバーが記載された住民票）及び代理人の顔写真のある証明書等（運転免許証や旅券）を1点
- ②同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードや通知カード、マイナンバーが記載された住民票）及び代理人の顔写真のない証明書等（健康保険証や年金手帳、児童扶養手当証書）を2点

※代理人が提出する場合は、以上に加え「委任状」が必要です

・いずれもお持ちでない場合、またはマイナンバーを確認できない場合

マイナンバーがわかるものの提出がない場合は、同意書により担当部署に照会をさせていただきます。

【マイナンバーカード（個人番号カード）とは】

申請をすることで希望者に交付されるプラスチック製のカードのことです。マイナンバーと顔写真が記載されており、中にICチップが埋め込まれています。マイナンバーの確認や本人確認資料として利用できます。

【お問い合わせ】

八潮市役所 障がい福祉課 障がい者支援係
電話：048-996-2111（内線862、852）